

# 土木工事施工管理基準

平成31年4月

熊本県土木部

# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔H31.4〕、第1編 1-1-27 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

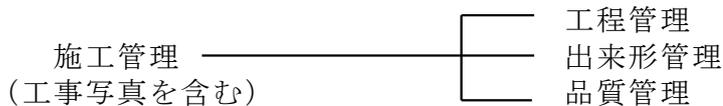
## 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この管理基準は、熊本県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、

設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。  
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

### (3) 品質管理

1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

#### (イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000㎡以下のもの)

#### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

2) レディーミクストコンクリートの受入れ検査について

圧縮強度試験用の供試体は標準養生を基本とする。なお、圧縮強度試験の公的機関での試験回数については、「5 公的機関での試験の実施について」による。

3) 施工段階における圧縮強度試験について

型枠及び支保工の取り外し時期の確認のために行う圧縮強度試験用供試体については受入れ検査とは別に作成することとし、その養生については原則として、現場空中(又は現場水中)養生とする。

4) 公的機関での試験の実施について

試験(測定)基準のうち公的機関〔(一財)熊本県建設技術センター、国公立大学〕での試験回数(または試験個数)は下記のとおりとする。

なお、コンクリート試験については、(一財)熊本県建設技術センターと水俣地区、人吉球磨地区及び天草地区生コンクリート協同組合との委託契約に基づき、各協同組合が管理する共同試験場も公的機関とみなす。

#### I コンクリートの圧縮強度試験について

① 無筋コンクリート(1工事当り50m<sup>3</sup>以上の場合に適用する。)

(ア) 50m<sup>3</sup>から150m<sup>3</sup>まで1回

(イ) 150m<sup>3</sup>から450m<sup>3</sup>まで1回

(ウ) 450m<sup>3</sup>から450m<sup>3</sup>ごと1回

(エ) 重力式橋台、橋脚及び高さ2.5m以上の擁壁については、50m<sup>3</sup>以下でも1回は実施する。

② 鉄筋コンクリート(1工事当り50m<sup>3</sup>以上の場合に適用する。)

(ア) 150m<sup>3</sup>以下は1回

(イ) 150m<sup>3</sup>を越える毎に1回

(ウ) PC桁、RC桁、床版、橋台及びボックスカルバートについては50m<sup>3</sup>

以下も適用する。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会のうえその他の試験場で実施することが出来る。

Ⅱ アスファルト舗装の現場密度試験、アスファルト抽出試験及び粒度試験について

① 現場密度試験（アスファルト抽出試験及び粒度試験も併せて実施）

（ア）3,000m<sup>2</sup>以下（維持工事を除く）：1工事あたり1個。

（イ）3,001m<sup>2</sup>以上：品質管理基準に定める1ロットあたり1個。

ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会のうえその他の試験場で実施することが出来る。

Ⅲ I及びⅡの品質管理試験については、しゅん工検査までに試験機関の証明書（試験成績表等）を提出のこと

※）試験実施が困難な場合

① 遠距離の場合〔（一財）熊本県建設技術センターより40km以上〕

② 年度末等で試験が集中して、能力を超える場合

以上の場合は監督職員と打合せのうえ実施するものとする。

5) アスファルト混合物の事前審査について

①（一財）熊本県建設技術センターの事前審査で認定されたアスファルト混合物については、同センターが発行する認定書及び総括表の写しを、工事施工前に提出することで品質証明に代えるものとする。

②事前審査によらないアスファルト混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書「第1編3-6-5アスファルト舗装」及び「第6編第2章舗装」の規定により試験を実施しなければならないが、このうち特記仕様書または監督職員の指示により公的機関での試験を義務付けたものは公的機関で実施しなければならない。ただし、公的機関で試験実施が困難な場合※は監督職員と協議し、立会のうえその他の試験場で実施することができる。

6) 共同検査規約対象製品の取扱いについて

①熊本県土木用ブロック共同検査規約の対象製品を使用する場合は、熊本県土木用ブロック工業組合が発行する検査済み証明書を品質証明資料とすることができる。

②熊本県コンクリート製品協同組合共同検査規約の対象製品を使用する場合は、熊本県コンクリート製品協同組合が発行する検査済み証明書を品質証明資料とすることができる。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (3) 港湾工事に係る施工管理基準

港湾工事に係る施工管理基準については、港湾工事共通仕様書(国土交通省港湾局平成29年3月)の「2. 港湾工物品質管理基準」、「3. 港湾工事出来形管理基準」、「4. 港湾工事写真管理基準」を準用する。